

令和8年度第1回募集

**敦賀市地域振興プロジェクト補助金
募集要項**

令和8年4月

敦賀市まちづくり観光部まちづくり推進課

令和8年度 敦賀市地域振興プロジェクト補助金 募集要項

敦賀市（以下「市」という。）では、北陸新幹線敦賀開業を受けて、開業効果を最大限に引き出すとともに、その効果を持続化させることができるよう、地域振興の活性化及び持続可能な観光振興に向けた各種取組を進めています。

本補助金は、インバウンド客を含めた高付加価値旅行者の受け皿となる飲食機能を備えた宿泊施設を誘導し、もって地域の観光振興、雇用機会の拡大を図るため、事業者が飲食宿泊施設を設置する経費に対して、必要な補助金を交付するものです。

1 補助金額

- (1) 補助額 5億円（上限）
*ただし、地域内への経済波及効果が著しく大きいことが見込めることが確認できた場合は、10億円（上限）に嵩上げ
- (2) 補助率 投下固定資産額等の25%
※予算の範囲内で補助金を交付します。
※千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

2 公募参加資格者の要件

本補助金の公募に参加する事業者は、交付要綱別表第1（第4条関係）に掲げる要件を全て満たすものとなります。

3 補助対象事業

補助対象事業は、別途開催する敦賀市地域振興プロジェクト補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、各申請者からの提案の審査を行い、審査結果を踏まえて、市長が指定します。

4 補助対象経費

補助対象経費は、下記に掲げる経費です。

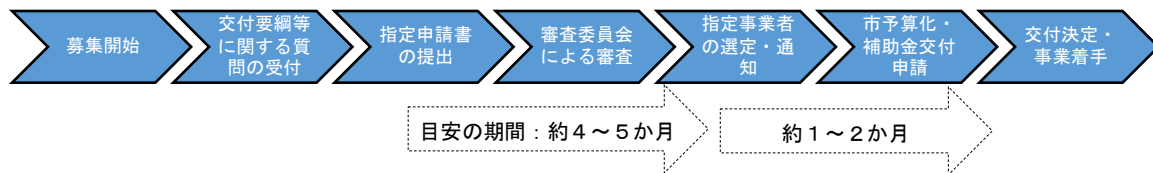
補助対象項目	補助率	補助要件
土地の取得費	投下固定資産額等の 25%	・宿泊機能及び飲食機能の双方を持つ複合施設であること ・40㎡/室以上の客室を有すること。なお、当該客室の割合が全客室数の過半数以上を占めること
建物の取得費		
造成費		
建物建設費		
機械設備等取得費		
緑化費		
修繕費		
その他市長が必要と認めるもの		

ただし、次に掲げる経費は補助対象となりません。

- ・交付要綱第3条に規定する対象外経費

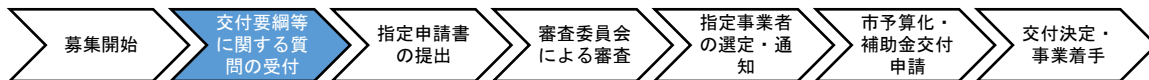
5 募集スケジュール

主なスケジュールは次のとおりです。



※交付決定後、事業着手となります。
※各内容については次項をご確認ください。

6-1 交付要綱等に関する質問の受付



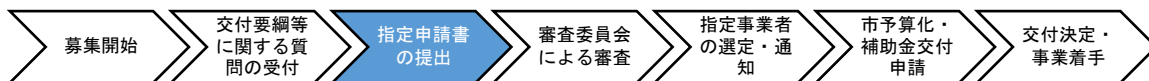
交付要綱等は、本募集要項等と合わせて、敦賀市ホームページにて公表します。

交付要綱等に関する質問については、以下のとおり受け付けます。また、質問の内容が提出者自身の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある場合を除き、回答を本市のホームページに公表します。提出者への直接回答は、当該場合を除き、行いません。

なお、質問に対する回答は、補助金交付要項等を補足・修正するものとして取り扱う場合があります。

- 1 提出期限 令和8年6月30日（火）まで
- 2 提出方法 様式第1号を作成し、電子メールにて提出すること
- 3 提出先 敦賀市まちづくり推進課（machidukuri@ton21.ne.jp）
- 4 回答日 令和8年7月10日（金）

6-2 指定申請書の提出



単一企業又はグループ企業の代表企業（以下「応募者」という。）は、様式第2-1又は様式第2-2号および提案様式（様式第4-1～様式第4-9号）を以下のとおり提出してください。

なお、申請の受付は予算の状況等により、追加の募集を行う場合や期間内であっても予告なく締め切る場合があります。

- 1 提出期限 令和8年8月31日（月） 午後5時まで（郵送の場合必着）
- 2 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）とする。ただし、持参による提出は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- 3 提出先 敦賀市役所3階 まちづくり推進課（敦賀市中央町2丁目1番1号）
- 4 その他 紙媒体2部及び電子データ媒体1部を提出

6-3 審査委員会による審査



応募者から指定申請書の提出があった場合、審査委員会にて審査を行います。

審査については、書類審査及びプレゼンテーションによる事業内容審査を予定しています。

なお、指定申請書について、市による審査を行い、申請書類に不備等がある場合や交付要綱に定める各要求事項を満たさない場合、事業の実現可能性が著しく低いと判断される場合、市が必要があると判断した場合などは、指定申請書の補足若しくは再提出を求めます。再提出等に応じない場合や要件等を満たすことが確認できない場合は、審査委員会による審査を経る前に、失格となる場合もあります。また、審査委員会委員に応募者が接触を行うなど、不適切な事案が確認された場合も失格となります。

[審査委員会構成（予定）]

構成分野
行政（敦賀市）
学識経験者
公認会計士等
金融機関等
観光・地域経済等

[審査基準]

審査委員会において、交付要綱の別表第1に定める事業内容に関する事項を満たしているか審査します。事業内容審査は100点満点とし、申請書の内容について、次に示す審査項目ごとに、点数付与基準の加算割合に従って得点を算出し、その合計したものを事業内容審査の点数とします。大項目ごとの得点が当該項目における満点の5割に満たない指定申請者は失格となります。

審査結果については、文書で通知するほか、市ホームページにてその旨を公表します。

また、審査内容及び結果について、異議は一切認めません。

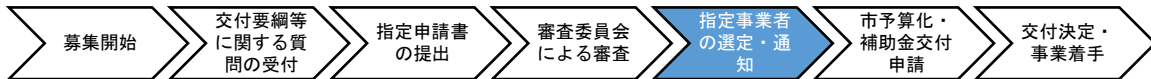
[事業内容審査の審査項目・配点]

大項目	中項目	小項目	配点	主な視点
全体計画	基本方針	事業の基本方針	10	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に対する考え方や姿勢 ・市の活性化への寄与 ・雇用の創出など地域経済への寄与 ・賑わい・交流の創出に向けた工夫
		実施体制	10	<ul style="list-style-type: none"> ・社内(各社)の役割・体制 ・業務実績 ・開業までのスケジュール
	土地利用方針	敦賀市への貢献	10	<ul style="list-style-type: none"> ・各種法令・条例等の遵守 ・市の上位計画・関連計画の理解 ・回遊性や観光的魅力の向上
施設計画	全体方針	デザイン・景観	5	<ul style="list-style-type: none"> ・市の特徴を反映した意匠 ・周囲の景観との調和 ・多様な利用者への配慮
		構成・配置	5	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的な機能性 ・道路との関係性、アクセスの利便 ・安全な利用のための配慮
		敷地周辺への配慮	5	<ul style="list-style-type: none"> ・工事計画、説明の考え方 ・歩行空間・緑化空間等の取り扱い
	個別方針	宿泊機能	10	<ul style="list-style-type: none"> ・趣旨に則った宿泊機能の充足 ・多様な属性のゲストへの対応 ・運用、更新計画など
		飲食機能	10	<ul style="list-style-type: none"> ・趣旨に則った飲食機能の充足 ・多様な属性のゲストへの対応 ・運用、更新計画など
事業計画	収支方針	妥当性	15	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費用の調達や用途内訳 ・集客数・客単価・諸経費の妥当性
		リスク対策	10	<ul style="list-style-type: none"> ・想定されるリスクの整理 ・リスク発現時の対応
	営業方針	事業継続性	10	<ul style="list-style-type: none"> ・長期の事業継続に対する姿勢 ・将来的な事業環境の見通し
合計			100	

[評価]

評価区分	判断基準	加算割合
A	非常に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	適切な提案がなされている	配点×0.50
D	やや劣っている	配点×0.25
E	劣っている	配点×0

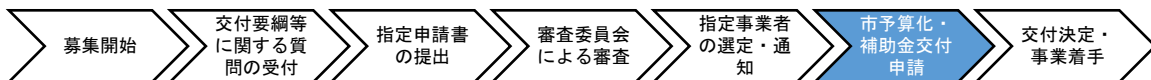
6-4 指定事業者の選定



市は、審査委員会での審査結果の報告を踏まえ、事業内容審査の得点が満点の5割以上を得た事業者のうち、実施体制や経営の安定性等を総合的に勘案し、委員の過半が指定事業として適切であると認める事業者候補を選定します。その後、市にて補助金の予算化を行い、当該予算に関する議会の議決後に正式に指定の決定をします。

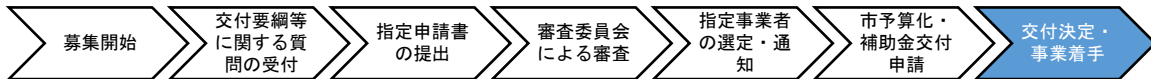
ただし、予算状況等により、当該予算に関する議会の議決が得られなかった場合は、応募者が希望する額での採択とならない場合や指定事業者を選定されない場合もあります。また、その場合に損害等が生じたとしても、市は補償しません。

6-5 補助金交付申請



指定事業者として選定後、市の案内に従い、応募者より補助金申請を行います。補助金申請に必要な書類や返還等の条件は交付要綱のとおりとなります。

6-6 交付決定・事業着手



市は、指定事業者からの補助金申請を受け、交付決定を通知します。指定事業者は、交付決定通知後に事業に着手していただきます。

- (その他)
- ・ 提出書類は一切返却しません。
 - ・ 提出された書類は、必要に応じて、市にて複写します。
 - ・ 提出された書類は、敦賀市情報公開条例（平成11年6月29日条例第14号）の規定に基づく公開請求があった場合には、対象文書として当該条例の規定に基づき公開（部分公開）する場合があります。
 - ・ 応募者は、提出後に書類の内容を変更することはできません。
 - ・ 本募集要項に基づき提出する資料等に係る費用は、応募者の負担とします。
 - ・ 申請資料の著作権は、原則として応募者に帰属します。ただし、市は、広報活動等に必要範囲において、応募者に事前に了解を得た上で、申請資料を無償で使用できるものとします。